

近畿のながま

No.27
2010・8・2

発行人
金融労連近畿地協
事務局長
福井悦雄

三菱東京UFJ銀行カード販売契約社員解雇問題

東京に続いて大阪でも

雇用継続を求めて組合加入

京都北都で2002年11月の
5信金（京都北都・福知山・舞
鶴・東舞鶴・綾部信金）合併後
7年以上経過しているにもかか
わらず、退職金が合併時の賃金
に基づいて支給され、是正され
ないまままでいた問題で、ようや
く従組の要求どおり、退職時点
での賃金に基づく退職金の支給
が実現し、平成22年3月末退職
者14名分八、三二六、二七〇円
(1人当たり五九四、〇一九円)を是正させた。合わせて、長年
続いていた管理職の賃金3%カ
ットも2010年4月から廃止
されるなど、粘り強い取り組み
が次々に実現しました。

三菱東京UFJ銀行は、6月に
全国400人の店頭でのカード
販売活動をしてきた、銀行直雇用
の契約社員を7月末日で最後契
約として来年1月31日に全員解
雇を通告してきました。金融労連
7月10日号にて紹介されたよう
に、東京で5名が加入後、7月に
大阪でも1名が銀行での継続雇
用を求めて組合に加入しました。

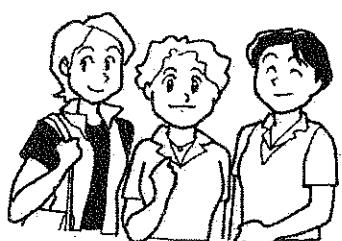
銀行は2010年3月期のグル
ープ経常利益で5、456億円を
計上しており、短期契約社員とは
いえ、数回の契約を更新して「期
限のない雇用」とみなされる全国
400人の契約社員を解雇しな
ければ経営が成り立たない状況
ではあります。

さらに、組合に加入した仲間の
声として、銀行人事部は、「金融
ユニオンに対して丁寧な対応を
している」と言いながら、現場の
支店長からは、非正規職員である
希望する労働者への雇用を保障す
るよう交渉を続けています。

銀行は、これまでの金融ユニオ
ンとの非正規労働者の解雇問題
を通じて、短期雇用契約にない
時金の支払いや、テンプスタッフ
(派遣会社)への就職紹介の手立
てをとったということで、これ以
上の対応はありえないとの態度
をとっています。

京都北都

退職金是正額開示



(金融ユニオン発)

業界紙の「ニッキン」6月25日号で「リーダーの資質の一一番は・・・」と題した興味深い記事があつたので、紹介します。

「良くやつた」、状況変わつたら「なぜやつた」。

そんなことを言う上司は度し難い。部下の失敗は上司の責任だ。知らなかつても知らないでは通らない。そんな社会常識が今、覆ろうとしている。

部下の実績は自分の手柄。自分の失敗は部下の失敗。これでは上司の自己責任は一体どこに行つたのか。困難な物事が逃げる上司。知つて知らぬふりをする上司。何事も責任を部下に押し付ける上司。上に立つ者がしてはならない行為が、今や頻繁に起つていて。

これでは良い部下は育たないし、良い組織は育たない。たとえ自分が不利になることが分つていても、部下を後ろにかばい、敢然と両手を広げてその困難に立ち向かう。そんなリーダーを世の中は期待している。先見力、決断力、実行力、統率力、体力、気力、等々とリーダーに

必要な資質は数多くある。私が思うに、その中でも一番大事なことは、困難なときほど先頭に立つて物事を解決すべく行動し、実現する資質である。そして結果責任は潔く自分が負う態度である。

それには、負けを経験し悔しさを知つている人。地獄を垣間見た人。そんな人でないと務まらない。

今、日本で起こつてゐる現象は、決して将来明るいことにはつながらないようと思える。

そもそも人事考課や成果主義で出世した今の管理職の人たちに、人間として部下のお手本となる人材を求める、と自体無理と言つるものかもしませんね。なかなか辛口の良い記事でした。

こんな上司じゃあ先貢？暗



滋賀銀行従業員組合
機関紙「波紋」より

女性の事務服貸与規程の改訂 「支店での私服着用」の拡大 組合指摘で改善の変更提案

女性の事務服貸与規程の改訂
「支店での私服着用」の拡大
組合指摘で改善の変更提案

6月22日事務
服貸与規程と
事務取扱要領
の「事務服の
貸与」の一部
改訂提案があ
りました。

内容は①貸
与方式を効率
化する。貸与
内容を見直し
それ以降は必
要なものだけ
を交換方式に
する。②女性
の職域拡大に
対応する。職
務に応じて事
務服着用また
は私服（スー
ツ）着用を選
択できるよう
にする。③「事
務服」から「制
服」に変更、
理由は事務を
するときに着

る服というイメージを払拭する。以上
の3項目です。

従業員組合は今まで定期的に追加で送られてくるシステムを変更するのなり、本人の希望は優先対応せずと団体交渉で申し入れました。銀行から「貸与は要望どおり対応させてもらう」と回答を引き出しました。

また、私服が望ましい職務による私服着用の拡大（現在は役席女性のみ）については、本部の一部と裏議すれば支店にも広げる内容でした。組合は服装によって、格差や色分けすることは、人権問題である。また支店運営も難しくなり、統制が取れなくなり混乱を招くと指摘しました。7月8日の固体交渉で銀行から「支店での私服着用は認めない本部の一部に限定したい」と変更提案がありました。

